

平成 31 年 4 月 18 日

入札参加者各位

公益財団法人滋賀県環境事業公社

工事等仕様書に係る質問に対する回答について

平成 30 年度 第 K-5 号 クリーンセンター滋賀浸出水処理施設増強工事 仕様書に対し、平成 31 年 4 月 15 日付で質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

質 問 事 項	回 答
<p>1. 残土処理、購入土 土工事の残土処理費及び埋戻しの購入土は無償と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2. 精算 数量総括表記載の仕様及び数量から変更となった場合、費用は精算対象と考えてよろしいでしょうか。 対象：放流設備土木建築工事、 放流設備配管設備工事</p> <p>3. 金抜き設計書 25頁単-17号 放流設備 配管設備工事の項目を見ますとバッフルプレートの取付工が計上されていません。また、57頁単-38号 マンホール接続工を見てもバッフルプレートの取付工が計上されていません。 バッフルプレートの取付工は平鋼、プレートを材工の複合単価として計上され</p>	<p>1. 本工事の掘削残土は、本処分場内で処分することとしており、処分費は無償です。 埋戻に用いる土砂は、掘削した土砂を流用することとしているため、購入土は計上していません。</p> <p>2. 放流設備土木建築工事および放流設備配管設備工事において、書面による協議により、発注者が設計図書の変更を必要と認めたときは、設計変更の対象とします。</p> <p>3. バッフルプレートとして、P57「単-38号」マンホール接続工において、平鋼(FB-50×6、SUS)およびプレート(PL-3.0、SUS)を計上しています。</p>

ているのでしょうか。

4. 放流設備配管設備工事 可撓管

「放流設備 配管スケルトン図」の図中に「※地形に合わせて配管施工を行うこと」と記載がありますが、SGP-VA管には可撓性がなく通常の継手についても微妙な角度のエルボがないため、対応が非常に困難と思われます。通常の継手と合せて可撓性のある継手を使用してもよろしいのでしょうか。その場合は設計変更の対象と考えてよろしいのでしょうか。

5. 放流設備配管設備工事 塗装

SGP-VAの塗装について管は下地処理+錆止め塗装が施されていますので仕上塗装2回を見込んでおりますが使用する塗料材質についてご教示願います。

6. 非常通報（特記仕様書41頁）

非常通報（コルソス）を改修することによろしいのでしょうか。

7. キレート吸着設備（特記仕様書5頁、28頁）

28頁では「今回改修を行わない」となっていますが、5頁処理フローでは本工事となっています。キレート吸着設備は、今回改修を行わないでよろしいのでしょうか。

8. 生物処理設備（金抜き設計書3頁）

生物処理設備配管設備工事、生物処理設備電気計装設備工事の項目がありますが、見込まれている工事をご教示願います。

9. 電磁式水道メーター（特記仕様書11頁）

新設圧送管に電磁式水道メーターを設置することとなっていますが、放流設備配管スケルトン図、金抜き設計書に記載がありません。

電磁式水道メーターは設置しないもの

4. 可撓管継手を使用しても良いです。

書面による協議により、発注者が設計図書の変更を必要と認めたときは、設計変更の対象とします。

5. 機械設備工事一般仕様書（一般財団法人下水道事業支援センター）に準拠し、施工箇所に対応した塗料を選定して下さい。

し、施工箇所に対応した塗料を選定して下さい。

6. 監視システムの改修により、非常通報装置の改修が必要になることがあります。

詳細は特記仕様書P41(2)「非常通報」のとおりです。

7. ご指摘のとおりです。

特記仕様書P5の図「処理フロー（今回変更）」のキレート吸着処理は、本工事の対象ではありませんので、図を修正します。

8. 本工事は、設計・施工一括発注方式（性能発注方式）による工事です。発注者が求める性能を満たすよう必要な工事項目を提案して下さい。

9. ご指摘のとおりです。

別途工事により対応予定であり、本工事対象ではありません。

特記仕様書P11(9)「放流設備（下水道への圧送設備）」の該当箇所は修正します。

<p>と考えるよろしいでしょうか。</p> <p>10. 経費分担（特記仕様書14、15頁） 試運転中、性能試験中の必要経費は乙負担となっていますが、通常の運転に必要な電気代、用水代、薬品代等は除外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>11. 性能試験（特記仕様書14頁） 性能保証事項（項目）は定格処理能力のみと考えてよいでしょうか。</p> <p>12. 瑕疵担保期間中の費用負担（特記仕様書15頁） 定期補修工事および各種点検・検査の頻度、内容をご教示願います。</p> <p>13. 既存設備 既存設備の流用が多いですが、既存設備の不具合による試運転、性能試験の不具合は乙の責任除外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>14. 放流設備配管設備工事（特記仕様書42頁11項） 「40φ以下をネジ接合、50φ以上をフランジ接合を標準とすること」とありますがSGP-V Aですとネジ込み継手（管端防食管継手）となりますがよろしいでしょうか。それともフランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-FVA）を使用するのでしょうか。</p> <p>15. 放流設備配管設備工事 保温（金抜き設計書、配管スケルトン図） 放流管の屋外露出部分について、保温工事はなしと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>10. お見込みのとおりです。</p> <p>11. 定格処理能力の確認試験だけではなく、騒音振動などの環境配慮事項、処理水質等も試験対象としています。</p> <p>12. 性能を保証する上で必要となる定期補修工事および各種点検・検査について、内容および頻度、時期等を提案して下さい。</p> <p>13. お見込みのとおりです。</p> <p>14. SGP-V Aにフランジを溶接ししていることとしています。</p> <p>15. ご指摘のとおりです。 特記仕様書P42 9の該当箇所は修正します。</p>
---	--